建設リサイクル法の事務の流れ

国

基本方針の策定（法３条）
＜Ｈ１３．１．１７＞

都道府県知事

指針の作成（法４条）、建設工事の規模基準（法９条４項）＜できる規定＞、
特定建設資材距離基準（法 17 条）＜できる規定＞

発注者

○特定建設資材（法２条５号…H12.11.29 政令 494 号）
<コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート>を使用
○対象建設工事規模（法９条３項…H14.1.23 政令７号）
解体工事　８０㎡以上
新築工事　５００㎡以上
修繕工事　１億円以上
土木工事　５００万円以上
＊条例による上乗せ基準ができる（法９条４項）

７日前までに、事前届出（法 10 条１項）、変更届出（法 10 条２項）
〈国の機関又は地方公共団体は、通知（法１１条）…国等に関する特例〉

受理後７日以内変更命令（法 10 条３項）

（再資源化適正に行われなかったと認めるとき）
報告後の発注者からの申告（法 18 条２項）

土木・建築部局

（建築基準法による特定行政庁の市の長等に委任(法 46 条…H14.1.23 政令７号)）
（静岡県においては、各市町村が届出の窓口となる）

分別解体に関する事項

各土木事務所、総務課建設業係が窓口

環境部局（保健所設置市の長に委任）（法 46 条…H14.1.23 政令７号）

各健康福祉ｾﾝﾀｰ　連携　**廃棄物ﾘｻｲｸﾙ課**

再資源化に関する事項

事前届出事項の書面による説明（法１２条１項）

書面による契約（法１３条）

書面による完了報告（法１８条１項）

罰則等　＊法 48～51 条には法人両罰規定あり（法 52 条）
○１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(法 48 条)
・解体工事登録（法 21 条、35 条）
○50 万円以下の罰金（法 49 条）
・分別解体等の命令（法 15 条）、**再資源化の命令(法 20 条)**
○30 万円以下の罰金（法 50 条）
・届出変更命令(法 10 条３項)、解体の変更届(法 25 条１項)
○20 万円以下の罰金（法 51 条）
・発注者による届出義務(法 10 条)、解体登録に関する通知(法 29 条)、技術管理者の選任（法 31 条）、業務等（法 37 条１項）、分別解体・**再資源化（法 42 条）の報告、検査**
○10 万円以下の過料（法 53 条）
・**法 18 条１項**、法 27 条１項、法 33 条、法 34 条
・

助言・勧告（法１９条）
実施の報告の徴収（法４２条２項《政令による》）
立入検査（法４３条１項《再資源化に限る》）

命令（法２０条）

助言・勧告・命令（法１４条・１５条）
実施の報告の徴収（法４２条１項《政令による》）
立入検査（法４３条１項《分別解体等に限る》）

解体工事業の登録（法２１条）

受注者

元請業者

事前届出事項の告知（法１２条２項）

契約（法１３条）

指導（法３９条）

下請業者

受注者の責務

○再資源化の義務（法 16 条）
・コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート（特定建設資材…H12.11.29 政令）は再資源化
・政令による指定建設資材（木材）は、省令による距離基準（50km…14.3.5 国交･環省令１号）の範囲外等により、縮減も可
＊条例による上乗せ基準ができる（法 17 条）
○再資源化等の記録作成及び保存（法 18 条）

○分別解体等の義務（法９条）＜法９条２項による省令＞
○解体工事施工技術の確保（法 30 条）
○技術管理者の設置（法 31 条）
○現場における標識の表示（法 33 条）
○帳簿の備付け（法 34 条）

＊建築物の解体工事をするためには、建設業許可の土木工事業・建築工事業・とび、土工工事業の許可がなければ、解体工事業の登録が必要。（法 21 条１項）

登録手続等（法 22～29 条）